

投資信託等の分配金に関する 税制変更のご案内

これまで、外国資産に投資する投資信託等の分配金に対しては、外国と日本で二重に課税されていましたが、2020年1月1日より、日本での課税の際に、外国での課税分を考慮して課税計算が行われることになりました(二重課税調整措置)。

これにより、対象商品については所得税の負担が軽減し、お客様の分配金受取金額が増加することになります。

二重課税調整措置の対象商品

外国資産(株式・REIT等)に投資を行う 投資信託・ETF・J-REIT・JDR

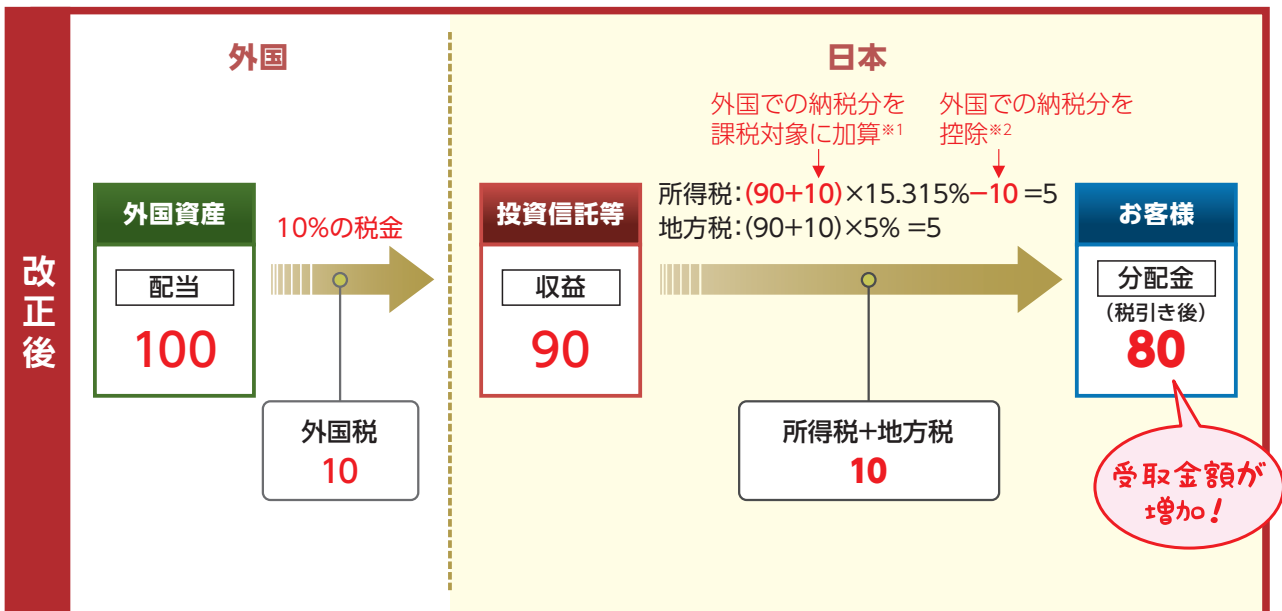
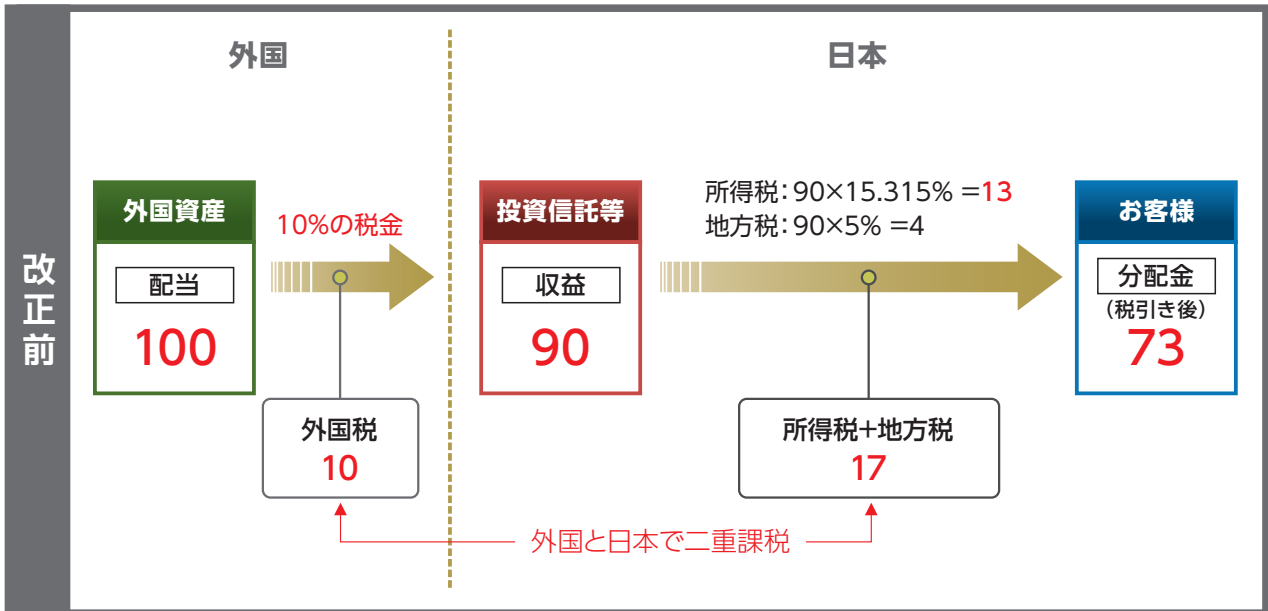
(ご留意事項)

- 2020年1月1日以降に支払われる分配金が二重課税調整措置(以下「本措置」といいます)の対象となります。
- ファンド・オブ・ファンズ型投資信託や外国籍投資信託は、原則として本措置の対象外です。
- NISA口座・ジュニアNISA口座で保有されている投資信託等の分配金は非課税扱いのため、本措置の対象外です。
- 公募投資信託の特別分配金(元本払戻金)は非課税扱いのため、本措置の対象外です。

詳しくは、次ページ以降をご確認ください。

二重課税調整のイメージ

外国資産から受け取る配当等を100円、外国での税率を10%、日本の所得税を15.315%、地方税を5%とした場合のイメージです。



※1 加算対象額といいます。「投資信託分配金のお知らせ」の⑨、「上場株式配当等の支払通知書」の②の内書きでご確認いただけます。

※2 「投資信託分配金のお知らせ」の⑩控除額、「特定口座年間取引報告書」の②上場株式配当等控除額、「上場株式配当等の支払通知書」の②通知外国税相当額等の欄でご確認いただけます。

* 所得税、地方税は、1円未満を切り捨ていたします。

* 地方税については、二重課税調整制度の適用はありません。外国での納税分が課税対象に加算されるため、地方税が増加する場合がございます。

* お客様の保有商品の投資対象国や投資対象資産、お客様の属性等により、実際の税率は上のイメージとは異なる場合がございます。

【計算方法と交付書面への記載例】

2020年以降に交付される書面には、二重課税調整に関連した項目が追加されます。

投資信託分配金のお知らせ

- 原則として決算日に作成され、その翌営業日以降にご確認いただけます。
- 個人のお客様は、オンラインサービス上でご覧いただけます
(Web交付サービスのお申込みが必要です)。
- 法人のお客様には、郵送で交付いたします(作成日の翌営業日に発送いたします)。

お客様のお受取金額が
ご確認いただけます。

銘柄名 (銘柄コード)	区分	期数	税区分	決算日	個別元本単価 (円)
XXXXファンド (XXXX.XX)	分配金	102期	個人課税	2020年 X月 X日	9,900
数量 (口)	分配金単価 (円) 分配落後基準価額 (円)	普通分配金 (円) 元本払戻金(特別分配金) (円)	所得税 (円) 地方税 (円)	お客様のお受取金額 (円)	
1,000,000	1万口 あたり 51.00 9,899	① 5,000 ② 100	③ 638 ④ 257	⑤ 4,205	
⑥ 外貨建資産割合 (%)	⑦ 普通分配金1円あたりの外国税額 (円)	⑧ 普通分配金1円あたりの内国税額 (円)	⑨ 加算対象額 (円)	⑩ 控除額 (円)	
80.00	0.0300000	0.0000000	150	150	

お支払方法：「お支払開始日」以降お受取りになります。
※外国税額控除対象のため関連項目を記載しております(非課税預りや金額が少額の場合は0円となる項目があります)。

所得税・地方税の計算方法

所得税	$(\text{①普通分配金} + \text{⑨加算対象額}) \times 15.315\% - \text{⑩控除額}$ $(5,000\text{円} + 150\text{円}) \times 15.315\% - 150\text{円} = 638\text{円}\dots\text{③}$
地方税	$(\text{①普通分配金} + \text{⑨加算対象額}) \times 5\%$ $(5,000\text{円} + 150\text{円}) \times 5\% = 257\text{円}\dots\text{④}$

⑨ 加算対象額 外国での納税分等*として、課税対象に加算する金額。

$$\left[\begin{array}{l} \text{①普通分配金} \times \text{⑦普通分配金1円あたりの外国税額} \\ 5,000\text{円} \times 0.0300000\text{円} \end{array} \right] = 150\text{円}$$

⑩ 控除額 外国での納税分等*として、所得税から差し引く金額で、④外国税額と、⑩控除限度額 のいずれか少ない額となる。

$$\left[\begin{array}{l} \text{④外国税額} = \text{①普通分配金} \times \text{⑦普通分配金1円あたりの外国税額} \\ = 5,000\text{円} \times 0.0300000\text{円} = 150\text{円} \\ \text{⑩控除限度額} = (\text{①普通分配金} + \text{⑨加算対象額}) \times 15.315\% \times \text{⑥外貨建資産割合} \\ = (5,000\text{円} + 150\text{円}) \times 15.315\% \times 80.00\% = 630\text{円} \end{array} \right] \Rightarrow 150\text{円}$$

↑
いずれか少ない額
↓

お客様のお受取金額は、以下のように計算されます。

$$\{\text{①普通分配金}(5,000\text{円}) + \text{②特別分配金}(100\text{円})\} - \{\text{③所得税}(638\text{円}) + \text{④地方税}(257\text{円})\} = 4,205\text{円}\dots\text{⑤}$$

*保有商品の投資対象資産等により、投資信託が内国税を支払っている場合は、内国税も加算および控除されます
(内国税額 = ①普通分配金 × ⑧普通分配金1円あたりの内国税額)。なお、内国税額は通常発生しません。

*本パンフレットでは、公募投資信託の分配金を例に、計算式を簡素化してご案内しております。実際の計算結果とは異なる場合がございます。
*J-REITについては計算方法が異なります。詳しくはお取引店にお問合せください。
*掲載しているすべての書面はイメージです。実際とは異なる場合がございます。

特定口座年間取引報告書

- 特定口座(源泉徴収あり)で受け取られた、上場株式等の配当金等や公募株式投資信託の分配金等が記載されます。
- 対象のお客様には、毎年1月下旬頃までに郵送または電子交付いたします。

令和 2 年分 特定口座年間取引報告書		令和 2 年12月31日				
特定口座	住所 東京都千代田区 千代田1-1	フリガナ 氏名 トクテイ イチロウ 特定 一郎	勤定の種類 ① 保管 ② 信用 ③ 配当等			
(配当等の額及び源泉徴収税額等)						
種類	配当等の額(円)	源泉徴収税額(所得税)(円)	配当割額(住民税)(円)	特別分配金の額(円)	上場株式配当等控除額(円)	外国所得税の額(円)
④ 株式、出資又は基金	0	0	0	0	0	0
⑤ 特定株式投資信託	0	0	0	0	0	0
⑥ 投資信託又は特定受益証券発行信託(⑤、⑦及び⑧以外)	0	0	0	0	0	0
⑦ オープン型証券投資信託	5,150	638	257	100	150	0
⑧ 国外株式又は国外投資信託等	0	0	0	0	0	0
⑨ 合計(④+⑤+⑥+⑦+⑧)	5,150	638	257	100	150	0

所得税・地方税の計算方法

所得税	①配当等の額(5,150円) × 15.315% - ②上場株式配当等控除額(150円) = 638円
地方税	①配当等の額(5,150円) × 5% = 257円

① 配当等の額 : 普通分配金に加算対象額を加えた金額が記載されます。

② 上場株式配当等控除額: 外国での納税分等として、所得税から差し引く金額のことで。

上場株式配当等の支払通知書

*同様の書式の「外国源泉所得税等に係る税額控除の通知書」が送付される場合があります。

- 特定口座(源泉徴収なし)や一般口座(特定口座を開設していない口座)で受け取られた上場株式等の配当金等や公募株式投資信託の分配金等が記載されます。
- 対象のお客様には、毎年1月下旬頃までに郵送または電子交付いたします。

(オープン型証券投資信託の収益の分配)

種類	受益権の名称		分配金額	① 収益の分配(円)		② 通知外国税相当額等(円)	源泉徴収税額(所得税)(円)	支払確定日もしくは信託契約終了又は一部解約の日
	受益権の口数(口)	受益権単位口当たり分配金額(円)		特別分配金(円)	特別徴収税額(住民税)(円)		支払年月日	
オープン型証券投資信託	XXXXファンド	1,000,000	5,250	5,150	150	638	2・X・X	
		51,000		150		257	2・X・X	
小計			5,250	5,150	150	638		
				150		257		

所得税・地方税の計算方法

所得税	①収益の分配(5,150円) × 15.315% - ②通知外国税相当額等(150円) = 638円
地方税	①収益の分配(5,150円) × 5% = 257円

① 収益の分配 : 普通分配金に加算対象額を加えた金額が記載され、内書きに加算対象額が記載されます。

② 通知外国税相当額等: 外国での納税分等として、所得税から差し引く金額のことで。

*本パンフレットは2019年12月2日時点の情報に基づいて作成しております。今後、変更される可能性がありますので、ご注意ください。